

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における生活相談員の資格要件について

地域密着型通所介護事業所等の生活相談員については、厚生労働省令等に基づき、「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」又は「これと同等以上の能力を有すると認められる者」と規定されております。

「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者」は、社会福祉士、社会福祉主事（3 科目主事）又は精神保健福祉士となっておりますが、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容については、以下のとおり東京都福祉保健局の定めに準じて取り扱っております。該当内容によっては、資格要件確認のため、実務経験や施設長経験の確認に、在職証明書等の提出が必要となります。

必要書類の詳細は以下から御確認ください。

生活相談員の資格要件のうち、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容等

内容	留意事項	証明書類
1 介護支援専門員 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】		介護支援専門員証の写し
2 特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1 年以上（勤務日 180 日以上）の実務経験を有する者 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】	「特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画」は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）第 14 条に定める「入所者の処遇に関する計画」を示します。	勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）
3 老人福祉施設の施設長経験者 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】	「老人福祉施設」とは、老人福祉法第 5 条の 3 より、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。	勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）

	<p>「施設長経験者」とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者としてします。なお、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設での施設長経験者(管理者)については、社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者若しくは社会福祉事業において2年以上従事した者としてします。</p>	
<p>4 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く)の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設において、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上(勤務日180日以上)あり、介護福祉士の資格を有する者</p> <p>【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】</p>	<p>通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く)の特定施設、認知症対応型通所介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所については、介護予防サービスを含みます。</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書(サービス種別、職務内容、在職期間が確認できるもの)及び介護福祉士登録証の写し</p>